改

正

案

别

記

第

号

様

式

役投

票

人 名

簿

0 様

式

(第

条関

係

別 記 第

号 様式

(投 票 人

第

条関

係

70-

(0)											
住	所			民	名	生	年	月	日	性	別
登 録	年	月	日	住民票作成日 転 入 届 出 日	年	月 日	投	票 区			
様 消 理由及び その年月日	年	月	В	備考					市(区)選挙員	(町)() 管 会	村) 理 印

備考

- 法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、 ならない。 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の 1 「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければ

その一														
住		P			氏	名		生	年		月	B	性	別
登	录	年	月	日	住民票作成日 転 入 届 出 日	年	月	日	投	票	区			
表示・表示の消	売	年	月	B	備考									
理由及その年月		<u>年</u>	月	日										
抹 理由及 その年月	当 び 日	年	月	日								市(区)選挙	(町)(管 会	村)理印

備考

名 簿 \mathcal{O} 様 式

現 行

その二

住	所	民	名	生年月日	性別	登 録 年月日	住民票作成日 転 入 届 出 日	抹 消 (理由及びそ の年月日)	投票区	備考	
											市(区)(町)(村) 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考

- 1 法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければ ならない。「抹消」欄には、
- 3
- ならない。 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を変付したとき又は「備考」欄にその旨及び交付(記載)年月日を、 の第84条第2項の規定により有極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨及び交付(記載)年月日を、 令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。 投票人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である 投票人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である 場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

その二

住 所	 生年月日	性別	登 録年月日	住民票作成日 転 入 届 出 日	表示・表示 の 消 除 (理由及びそ の年月日)	抹 消 (理由及びそ の年月日)	投票区	備考
								市(区)(町)(村) 選挙管理 委員会印

備考

- 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

条関

住	所	氏	名	生	年	月	日	性	別	備	考
		~~~~~	·····		~~~			L			
	***************************************		······	•••••	~~~		~~~~		~~~~		~~~~~

#### 備考

- 法第28条の規定により投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は 活第29条の規定により投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は 「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。 今第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証 明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付(記載)年月日を、 令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 電影84条第2 頃の規定により削煙収累入証を交付したことは「贈う」欄にている、久日平月日及び日辺が固定に載しないならない。 投票人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である 場合又は同令第59条の3 第1 項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合第59条の3 の2 第4 項の規 定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を受けている場合第59条の7 第1 項に規定する南極選挙人証の交付を受 けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

名 觏 在 都(道府県)郡(市)(区)町(村) 投票区

5 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

F 月 日執行の国民投票における投票人名簿に基づいて調製したものである。 都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏 名<mark>印</mark> この投票人名簿の抄本は、

住	所	民	名	生	年	月	日	性	別	備	考
								l			

- 法第28条の規定により投票人名簿に表示若しくは訂正等をしたとき、法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたとき 又は令第8条の規定により表示の消除をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証 明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付(記載)年月日を、 令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。 独要人が公職選挙決権行会(昭和25年政会第8号)第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である
- おかない。

  3 投票人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。

  4 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

投	票	人	名	簿	0)	抄	本	調	製	現	在	日	
都(	道府県)	郡(市)	(区)目	丁(村)		投票	票 区		年		月		H

5 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

手 月 日執行の国民投票における投票人名簿に基づいて調製したものである。 都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏 名<mark>国</mark> この投票人名簿の抄本は、

様式)
(第一
一条関係)

住	所	É	名	生	年	月	日	備	考
***************************************									

法第28条の規定により投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。 この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

年 日まで 縦覧期間 月 日から 月

投票人名簿登録者一覧表

都(道府県)郡(市)(区)町(村) 投票区

この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第24条の規定により縦覧に供する書面である。 年 月

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏

名 印

住	所	氏	名	生	年	月	Ħ	備	考

法第28条の規定により投票人名簿に表示(令第8条の規定により表示の消除をしたときを除く。)若しくは訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。 この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

縦覧期間 日まで

投票人名簿登録者一

都(道府県)郡(市)(区)町(村) 投票区

この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第24条の規定により縦覧に供する書面である。 年 月 日

日 都 (道府県)郡 (市) (区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏

名印

最	終住	所	又	は	本	籍		s.p.	名		生	年	月	Ħ	性	別
最終住本	所籍															
登	録			年	月		日	経由領事官の名	名称等		(国:	名等			)	
抹 理 由 その年	消 及 び 月日			年	月		H			在外投票 の交付番	人証 号					
(204	ягј							在外投票人証の	の交付	変更・再 (経由し 交付番号	交付 た領事	事官		年	月	日)
本	籍									変更・再 (経由し 交付番号	交付 た領事	官		年	月	B )
備考																
													市選委	(区) 举 員	(町) 管 会	(村) 理 印

## 備考

- 1
- 「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、最終住所又は本籍を記載しなければならない。
  「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第42条の該当事項を記載しなければならない。
  「在外投票人証の交付」欄は、令第21条第6項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を経由した領事官(規則第16条第2項の規定により交付した場合については、「帰国」とする。)を記載しなければなららない。
  要し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。
  更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。
  投票人が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の6第3項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。「本籍」欄は、現在の本籍(転籍があった場合は、転籍後の本籍)を記載しなければならない。
  法第41条の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

- 6 ばな ならない。 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

最 糸	住	所	又	は	本	籍		氏	名		生	年	月	日	性	別
最終住	听 晉															
登	録			年		月	日	経由領事官の名	名称等		(国:	名等			)	
表示・表示の理由及その年	)			<u>年</u>		月月	E E	在外投票人証の	の交付	在の変(交 変(交 変(交 変) を の 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変	号 交付 た領 で付			年	月月	B )
株 は 及 で 年 ) 本 籍	月日			年		月	В	備考				[	市選委	(区) 挙 員	(町) 管 会	(村) 理 印

## 備考

- 1 「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、最終住所又は本籍を記載しなければならない。
  2 「表示・表示の消除」欄には、成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。
  「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第42条の該当事項を記載しなければならない。
  「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第42条の該当事項を記載しなければならない。
  「在外投票人証の交付」欄は、令第21条第6項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申島本と経由した領事官(規則第16条第2項の規定により交付した場合については、「帰国」とする。)を記載しなければならない。また、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を再交付する場合は、在外投票人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。
  「表第24条第2項の規定によずる在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備者」欄にその最を記載しなければならない。
  「本籍」欄は、現在の本籍(転籍があった場合は、転籍後の本籍)を記載しなければならない。
  「本籍」欄は、現在の本籍(転籍があった場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
  選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

名印

[条関係]

最終 住 所	氏	名	生	年	月	B	性	別	備	考

- 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。 法第41条の規定により在外投票人名簿<u>の記載の訂正等をした場合又は</u>法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。
- 2

投 票 人 名 製 現 在 日 都(道府県)郡(市)(区)町(村) 投票区 年 月 H

抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この在外投票人名簿の抄本は、 ものである。 年 月 日執行の国民投票における在外投票人名簿に基づいて調製した

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏

最終 住 所	氏	名	生	年	月	H	性	別	備	考
***************************************										

「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。 法第41条の規定により在外投票人名簿<u>に表示若しくは訂正等をした場合、</u>法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消した場合<u>又は令第28条の規定により表示の消除をした場合</u>は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

外 投 票 人 名 の抄本 調製 現 在 日 都(道府県)郡(市)(区)町(村) 日 投票区

4 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この在外投票人名簿の抄本は、 ものである。 月 日執行の国民投票における在外投票人名簿に基づいて調製した

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏

名印

最終 住 所	経由領事館の名称	民 名	生年月日	備	考
***************************************					

「 長終住所」欄は、 最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。
 2 法第41条の規定により在外投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
 3 この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで 在外投票人名簿登録者一覧表

都(道府県)郡(市)(区)町(村)

投票区

4 この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第38条の規定により縦覧に供する書面である。 都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏

名 印

最終 住 所	経由領事館の名称	氏 名	生年月日	備 考
***************************************	~~~~~			~~~~~
			<u></u>	

備考 1

「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければ

「最終住所」欄は、最終任所地登録の場合に取り取取任内。配表し、上間へ ならない。 法第41条の規定により在外投票人名簿<u>に表示(令第28条の規定により表示の消除をしたときを除く。)若しくは</u>訂正等をし たとき又は法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその盲及びその年月日を記載しなけれ ばならない。 この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。 2

縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで

在外投票人名簿登録者一覧表

都(道府県)郡(市)(区)町(村)

投票区

この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第38条の規定により縦覧に供する書面である。

日 都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏

名 印